

いわて銀河プラザイベントコーナー利用規程

(趣旨)

第1 この規程は、「いわて銀河プラザ」のイベントコーナー（以下「イベントコーナー」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者の範囲)

第2 イベントコーナーを利用できる者は、県産品の販路拡大や岩手の観光地への誘客を目的としたイベントを主催する次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県、市町村、商工関係団体、観光関係団体
- (2) 組合及びその連合会、公益法人、第三セクター
- (3) アンテナショップ管理運営受託者（以下「管理受託者」という。）
- (4) その他岩手県東京事務所長（以下「所長」という。）が認めた者

(利用期間)

第3 1回のイベントの利用期間は原則として連続する4日以上7日以内とする。

(年間利用計画の作成及び公表)

第4 所長は、イベントコーナーの利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）の効果的な運用を図るため、事前に年間の利用希望を調査し、利用希望者の利用期間、利用内容等を調整のうえ、年間利用計画を作成するものとする。

- 2 前項の規定に基づき、年間利用計画を作成したときは、利用希望者に対して通知するとともに、速やかに公表するものとする。
- 3 公表した年間利用計画が変更となったときは、変更の都度、年間利用計画を修正し公表するものとする。

(利用申込み)

第5 利用希望者は、原則として利用希望開始日の属する月の前々月の15日までにイベントコーナー利用申込書（別紙様式）により、所長あて利用の申込みをするものとする。

(利用者の決定及び通知)

第6 所長は、第5の規定による利用申込みを受け付けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは利用を決定し、申込者にその内容を通知するものとする。

(利用にあたっての条件及び留意事項)

第7 イベントコーナーの利用にあたっての条件及び留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、イベントの実施及び施設利用に際し、所長の指示に従うものとする。
- (2) 利用者は、原則としてイベント期間中、利用内容の説明等に従事する説明員を配

置するものとする。

- (3) 施設の使用料は、無料とする。ただし、県産品の販売を行った場合は、管理受託者の定める販売手数料を管理受託者に支払うものとする。
- (4) 搬入、抛出及びイベントの開催、運営に要する経費等は、利用者の負担とする。
- (5) 所長は、施設の管理運営上、必要とする場合は、利用者に対し利用物の撤去、交換等を命ずることがある。
- (6) 利用者の責に帰すべき理由により、施設内の設備、備品等の汚損、損傷等が生じた場合、利用者は原状回復の責任を負うものとする。
- (7) 県は、イベント開催中に生じた事故等について、責任を負わないものとする。

(管理運営)

第8 イベントコーナーの利用に関する事務は岩手県東京事務所が行うほか、イベント実施に係る管理運営は岩手県東京事務所と管理受託者が連携して行うものとする。

(補則)

第9 所長は、この規定に定めるもののほか、イベントコーナーの利用に関し、必要な事項を別に定めることができる。また、この規定に定めのない事項については、岩手県産業経済交流課総括課長が別途定めることができる。

附 則

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年1月6日から施行する。ただし、第3(利用期間)、第5(利用申込み)、第6(利用にあたっての条件及び留意事項)については、平成27年4月1日から施行する。